BLADE SAYA 利用規約

第 1 章　総則

第 1 条　（目的）

1. 株式会社テラスカイ（以下「当社」といいます）は BLADE SAYA 利用規約（以下「本規約」といいます）を定め、これに基づき BLADE SAYA（以下「本サービス」といいます）を契約者に提供します。契約者は本規約を遵守して本サービスを受けるものとします。

2. 本規約の本文と添付製品表その他の添付書類との間に齟齬又は矛盾がある場合には、利用料金その他の取引条件に関する事項については添付書類の定めが優先し、その他の事項については本規約の本文が優先するものとします。また、注文書に本規約と異なる定めがある場合には、当該注文書の定めが優先するものとします。

3. 当社は、本規約の他に必要に応じて別規約を定める事があります。この場合、別規約に特に断りが無い限り、本規約の適用も併せて受けるものとします。

第 2 条　（定義）

本規約において、次の各号の用語はそれぞれ次の通りとします。

(1)　「契約者」とは、本規約に合意し遵守して本サービスを受ける法人、個人となります。

(2)　「関係会社」とは、直接若しくは間接に対象となる法人を支配する法人、若しくは当該法人に支配される法人、又は当該法人と共通の支配下にある法人をいいます。この定義における「支配」とは、直接又は間接的に、当該法人の議決権の 50%を超える持ち分を所有又は管理している事をいいます。

(3)　「本契約」とは、本規約を契約条件として、第 5 条に基づき当社と契約者との間で成立する本サービスの利用契約（注文書及び利用申込書の内容を含みます。）をいいます。

(4)　「ユーザー」とは、契約者により割り当てられ本サービスを利用する個人をいいます。

(5)　「基本プラン」とは、本サービスの基本的な契約単位であって、注文書に記載された契約期間中、1 つのプロジェクト環境において本サービスを利用する権利及びこれに係る利用料金その他の条件を内容とするものをいいます。

(6)　「オンライン通知」とは、当社のホームページ掲載、又はメール等の通信回線を利用した告知方法をいいます。

(7)　「代理店」とは、当社が認定する本サービスの販売代理店をいいます。

(8)　「Salesforce」とは、株式会社セールスフォース・ジャパン及びその関係会社の総称をいいます。

(9)　「取得情報」とは、本サービスを通じて契約者が入力又はアップロードする文章、画像、プログラムその他一切の情報をいいます。

(10)　「外部プラットフォーム」とは、Amazon Web Services、Google Cloud、Snowflake その他、本サービスの提供のために当社が利用する第三者のクラウドサービス及び AI 基盤サービスをいいます。

(11)　「LLM」とは、Claude、Gemini、GPT その他、外部プラットフォームを通じて本サービスに組み込まれて利用される、第三者が提供する大規模言語モデルその他の生成 AI モデルをいいます。

(12)　「連携先サービス」とは、Salesforce が提供するサービスその他、契約者が自らの責任において本サービスと連携させて利用する第三者のサービスをいいます。

(13) 「生成物」とは、本サービスを利用して、取得情報その他の入力に基づき LLM により生成され、本サービスから出力される文書その他の情報（機能要件一覧、設計書、レビュー結果等を含みます。）をいいます。
(14) 「ユーザーガイド」とは、本サービスに関して当社が別途定め、契約者に提供又は公表する仕様書、マニュアルその他の文書をいいます。
(15) 「管理パッケージ」とは、本サービスの利用のために当社が提供し、契約者の Salesforce の組織にインストールされるソフトウェア（そのアップデート、修正版及び関連する文書を含みます。）をいいます。
(16) 「注文書」とは、本サービスの利用に関し当社（又は代理店）と契約者との間で取り交わされる注文書、見積書その他の個別の取引条件を定める書面（電磁的記録を含みます。）をいいます。
(17) 「利用申込書」とは、本サービスの利用申込みに関して当社が指定する様式の申込書をいいます。
(18) 「添付製品表」とは、本規約に添付される「BLADE SAYA 製品表」（本サービスの仕様の概要及び利用料金体系を記載したものをいいます。）をいいます。
(19) 「プロジェクト環境」とは、添付製品表に定める「SAYA プロジェクト環境」（基本プラン 1 つにつき 1 つ提供される、本サービスの利用環境の単位をいいます。）をいいます。
(20) 「システム管理者」とは、第 7 条に基づき契約者が選任し当社又は代理店に届け出た、契約者における本サービスの利用の管理及び当社との連絡の窓口となる者をいいます。
(21) 「認証情報」とは、本サービスを利用するための ID、パスワードその他の認証に用いられる情報をいいます。
(22) 「月額費用」とは、基本プランの料金として注文書に記載された 1 か月あたりの金額（初期費用及び LLM 利用パックの料金を含みません。）をいいます。
(23) 「本サービス提供情報」とは、本サービスにて提供される情報（第三者から提供される情報を含みます。）及び取得情報に基づき出力された情報（生成物を含みます。）の総称をいいます。

第 3 条　（規約の変更）

当社は、契約者の利益に適合する場合、社会情勢の変動等により必要があると認めた場合、法令等が改廃された場合、本サービスについて変更の必要性が生じた場合（当社以外のサービスに対する契約等の条件の変更を含む。）及びその他必要性かつ相当性がある場合は、契約者の承諾を得る事なく、民法第 548 条の 4 に基づき本規約を変更できるものとします。なお、この場合、当社は、本規約を変更する旨、変更後の本規約の内容及びその効力発生日を、効力発生日の相当期間前までに、オンライン通知その他適切な方法により周知するものとし、効力発生日以降は、変更後の本規約が適用されるものとします。

また、効力発生日以降に契約者が本サービスを利用した場合には、契約者は変更後の本規約に同意したものとみなします。

第 4 条　（本サービスの仕様）

本サービスの仕様は、ユーザーガイド（管理者マニュアル及びインストールマニュアル等を含む）の通りとします。当社は本サービスの仕様を予告無く変更する事があります。ただし、契約者に重大な影響を与える仕様変更については、当社の裁量に基づき相当な期間をもって事前に通知するものとします。

第 2 章　契約

第 5 条　（本契約）

1. 本契約は、契約者が、本規約に合意し、注文書及び利用申込書に基づく利用申し込みを行い、当社がこれを承諾した時に成立します。なお、当社は、申込者が第 20 条各号のいずれかに該当するおそれがある場合その他当社が不適当と判断した場合には、当該利用申し込みを承諾しないことがあります。

2. 契約者は、事業として又は事業のために本サービスを利用する法人又は個人である事を要し、消費者契約法に定める消費者は本サービスを利用する事ができません。

3. 権利能力なき社団その他の団体は、当社が承諾した場合に限り、本サービスの利用を申し込む事ができます。

第 6 条　（範囲）

本サービスは、注文書に記載されたプロジェクト環境の単位で提供されるものとし、契約者は、注文書に記載された範囲において本サービスを利用する事ができます。契約者が本サービスを利用させる事ができる者は、契約者及びその関係会社の役員及び従業員並びに契約者の業務の遂行のために契約者から業務の委託を受けた者に限るものとし、契約者は、これらの者による本サービスの利用について、自己の利用として責任を負うものとします。

第 7 条　（システム管理者の選任）

1. 契約者は、あらかじめシステム管理者を選任し、利用申込書により当社又は代理店に届け出るものとします。システム管理者が交代したときも直ちに当社又は代理店に書面で届け出るものとします。

2. 契約者は、ユーザーによる本サービスの利用の管理、認証情報の管理その他第 16 条に定める契約者の責任を、システム管理者を通じて履行するものとします。

3. 本サービスに関する障害の申告、サポートの依頼その他契約者から当社への連絡は、システム管理者を通じて行うものとし、当社は、システム管理者以外の者からの申告又は依頼には応じない事ができるものとします。

第 8 条　（契約者の登録情報）

1. 本サービスの利用にあたり、契約者はあらかじめ当社又は代理店に利用申込書を通じて所定の契約者の登録情報を書面で届け出るものとします。

2. 前項の登録情報に変更があったときは直ちに当社又は代理店に書面で届け出るものとします。

3. 前項の届け出があったときは、当社は、その要求に合理性がある場合は、届け出のあった事実を証明する書類の提供を求める事があります。

第 9 条　（譲渡・再販の禁止）

1. 契約者は、本契約上の地位および本規約に基づく権利義務（本サービスの提供を受ける権利等を含みます。）の全部または一部を、当社の事前の書面による承諾なく、第三者に再販し、譲渡し、承継させ、又は担保に供する事を禁じます。

2. 当社は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡した場合（事業譲渡、会社分割その他事業が移転する一切の場合を含みます。）には、当該譲渡に伴い、本契約上の地位、本規約に基づく権利義務並びに取得情報及び契約者の登録情報を当該譲受人に譲渡する事ができ、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

第 10 条 （契約者の地位の承継）

契約者である法人が合併又は会社分割をし、契約者の地位の承継が発生した場合は、第 8 条の定めに従い、契約者はその旨をただちに当社に書面で通知するものとし、当社はその通知受領後、当該の承継法人に書面による通知の上、本契約を解除する事ができるものとします。当社がこの解除の権利を、契約者からの通知後 1 カ月以内に行使しなかった場合は、承継した法人は本契約に基づく当社に対する一切の債権、債務を承継したものとします。

第 11 条 （契約期間）

1. 本契約は、契約者が、本規約に合意し、注文書記載の発効日に発効され、本契約に基づく全ての基本プランの契約期間が満了し、又は本契約が解除されるまで存続するものとします。

2. 契約期間は 1 年単位とし、何れかの当事者が相手方に対して、該当する基本プランの契約期間が満了する 60 日以上前までに、更新しない旨を通知しない限り、契約は同条件で 1 年間自動更新され、以後も同様となります。契約者からの更新しない旨の通知は、第 13 条 1 項の手続きにより行うものとします。

3. 当該契約期間中における利用料金は、先に定められた注文書記載の通りとしますが、当社が契約者に当該更新日の 60 日以上前に書面で利用料金の変更を行った場合はこの限りではなく、その場合は利用料金の変更は更新日に発効され、それ以降有効に存続するものとします。

第 12 条 （利用料金）

1. 本サービスの利用料金の体系は、添付製品表の記載に従うものとします。なお、本サービスに関して契約者に請求される利用料金は、注文書等により合意した内容に基づき算出されます。

2. 契約者は、本サービスの利用料金及びこれに係る消費税等を、注文書又は当社が別途指定する支払期日及び支払方法に従い支払うものとします。支払に要する振込手数料その他の費用は契約者の負担とします。

3. 契約者が利用料金の支払を遅延した場合、契約者は、支払期日の翌日から支払済みに至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を当社に支払うものとします。

4. 本サービスのうち LLM を利用する機能は、契約者があらかじめ購入する LLM 利用パックの利用可能量の範囲で利用できるものとし、LLM 利用パックの利用可能量、有効期間、利用額の算定方法その他の詳細は、添付製品表の定めに従うものとします。LLM 利用パックの有効期間は、その発行日（当社が当該 LLM 利用パックの利用枠（添付製品表に定めます。以下同じ。）を記録し、契約者に通知して、契約者が利用できる状態にした日をいいます。）から起算して 1 年間とし、有効期間の延長又は未使用分の繰越しは行いません。有効期間の満了により、未使用の利用可能量は失効し、本規約に別段の定めがある場合を除き、その料金は返金されません。

5. 利用額（添付製品表に定めます。）の累計が有効期間内にある LLM 利用パックの利用可能量を超えた場合であっても、本サービスの提供は停止されず、契約者は、添付製品表の定めに従い、超過分に充当するために必要な数の LLM 利用パックを追加で申し込んだものとみなします。

6. LLM 利用パックにより利用可能なトークン数は、契約者が利用する LLM の種類、入力及び出力の比率、外部プラットフォーム又は LLM の提供者による料金改定、為替レートの変動等により変動する場合があり、契約者はあらかじめこれを承諾するものとします。

7. LLM 利用パックは、資金決済に関する法律上の前払式支払手段（自家型）に該当するものとして取り扱い、当社は、同法第 13 条に基づく表示事項を、添付製品表に定める方法により表示します。ただし、契約者が会社法上の会社であり、その事業のために本サービスを利用する場合には、LLM 利用パックは契約者のために商行為となる取引

においてのみ使用されるものとして、同法第 4 条第 7 号により同法の規定は適用されず、当社は、契約者が会社法上の会社であることを、申込時に登記事項証明書その他当社所定の方法により確認するものとします。LLM 利用パックの未使用分の払戻しは、同法により認められる場合（本規約第 21 条第 2 項及び同第 23 条の場合を含みます。）を除き、行いません。契約者は、LLM 利用パックを、本契約に基づく LLM を利用する機能の利用料金の支払以外に使用し、又は第三者に譲渡し、若しくは移転する事はできません。

第 13 条 （契約者からの終了）

1. 本サービスの利用を終了したい場合、契約者は当社が指定する解約に関する申込書の記載に従い当社又は代理店の指定する方法により手続きを行う事とします。

2. 利用終了の手続きにかかわらず、その利用期間中に係る契約者の一切の債務は、本契約の解除をした後においてもその債務が履行されるまで消滅しないものとします。

3. 本規約に別段の定めがある場合を除き、当社に対して支払い済みの利用料金は、本サービスの利用期間にかかわらず、返金いたしません。

4. 契約者が契約期間の途中で本サービスの利用を終了した場合であっても、契約者は、当該契約期間の満了日までの基本プランの料金の支払義務を免れないものとします。既に購入した LLM 利用パックの取扱いは、添付製品表の定めによります。ただし、当社の責めに帰すべき事由により契約者が本契約を解除した場合は、この限りではありません。

第 14 条 （当社からの解除終了）

1. 当社は、次の各号に定めるところにより、本契約の全部又は一部を解除する事ができます。

(1) 契約者が第 20 条各号のいずれかに該当する場合、当社は、何らの通知又は催告を要さずに、直ちに本契約を解除する事ができます。

(2) 前号に定める場合のほか、契約者が本規約に違反した場合、当社は、相当の期間を定めて是正を催告し、当該期間内に是正されないときは、本契約を解除する事ができます。

2. 前項その他本規約に基づき本契約が解除された場合、契約者は、当社に対する一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに弁済するものとします。また、契約者の責めに帰すべき事由により本契約が解除された場合、契約者は、第13条第4項と同様に、当該契約期間の満了日までの基本プランの料金相当額を当社に支払うものとします。

第 3 章　本サービスの利用

第 15 条 （当社の責任）

1. 当社は、以下の責任を負う事とします。

(1) 本サービスを、以下の場合を除き、1 日 24 時間、週 7 日継続して提供する努力をする事とします。

(a) 計画停止(当社は計画停止を、オンライン通知により 4 時間以上前に通知するものとします。)

(b) 当社の商業上合理的な支配又は制御ができる範囲を超える状況(地震、洪水、火災等の自然災害、感染症蔓延、武力衝突、暴動、テロ行為等)の発生。

(c) インターネットサービスプロバイダーの障害若しくは遅延。

(d) 本サービス提供の前提となる外部プラットフォームおよび LLM または連携先サービス上の利用制限。(例えば、外部プラットフォームの定期メンテナンスの実施や本サービスを経由して外部プラットフォームに対して行う API 呼び出しの上限到達に伴うアクセス制限、その他、本サービスの基盤となる外部プラットフォームや LLM の利用上の制限を受ける場合があります。)

(2) 本サービスを、適用ある法令及び政府規制に準じて適法に提供する事とします。

(3) 当社は、契約者に対して、本サービスに関するサポートを提供します。ただし、以下の事項について同意していただくことを前提とします。

(a) サポートの範囲における留意

当社のサポート業務は、当社が別途指定する時間内および方法で受け付けますが、指定された時間外、方法では、対応できない場合があります。

(b) 第三者によるサポート業務

契約者へのサポート業務は、当社の責任及び判断に基づき、当社がサポート業務の提供を委託した第三者が実施することがあります。

(c) サポート対象外

以下の事象がある場合、サポートの対象外となります。なお、契約者からの申告に基づき当社が調査を行った結果、サポート対象外のいずれかに該当することが判明した場合、契約者は当社に対し、当該調査に要した費用(技術者の工数および諸経費を含み、当社が事前に提示し契約者が承諾した見積額とします。)を、本サービスの利用料金に加算して支払うものとします。ただし、当該障害または対応の必要性が当社の責めに帰すべき事由によって生じた場合は、この限りではありません。

① 本サービス以外の第三者の製品又はサービス(外部プラットフォーム、LLM 及び連携先サービスを含みます。以下本号において同じ。)に起因する障害

② 本サービスと第三者の製品又はサービスのいずれに起因するかの切り分けが困難な障害

③ 火災、停電、天災地変などの不可抗力を原因とする障害

④ 契約者が本規約またはユーザーガイドの内容に違反したことに起因する障害

⑤ その他、通常の利用環境では生じ得ない事由に起因する障害

⑥ 契約者または第三者が、当社の関与または事前の書面による承諾なく実施したアドオン、カスタマイズ(標準機能の範囲を超えた設定変更を含む。)に起因する障害

⑦ 本サービス以外の他社アプリケーション、OS、通信回線、およびコンピューター設備等の設定または運用に関する支援

2. 当社は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を、当社の責任において第三者に委託する事ができるものとします。

第 16 条 (契約者の責任)

1. 契約者は、以下の責任を負う事とします。

(1) ユーザーに本規約を遵守させ、ユーザーによる本サービスの利用について責任を負う事とします。

(2) 自己の利用環境に基づく本サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見した際には、速やかに当社に通知する事とします。

(3) 認証情報を自己の責任において管理し、第三者に利用させない事とします。認証情報を用いて行われた本サービスの利用は、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約者による利用とみなします。

(4) 本サービスを適用ある法令及び政府規制に準じて適法に利用する事とします。

(5) 本サービスが当社以外の外部プラットフォームや LLM または連携先サービスを使用している場合、当該サービスの各利用規約（外部プラットフォーム及び LLM の提供者が定める利用規約、利用ポリシー、禁止用途に関する定め等を含みます。）を遵守する事とします。

(6) 本サービスの利用に必要な連携先サービス（Salesforce のライセンスを含みます。）は、契約者が自らの責任と費用負担において、当該連携先サービスの提供者との契約に基づき用意する事とします。

(7) 本サービスの利用に必要な端末、ソフトウェア、通信回線その他の利用環境を、自己の責任と費用負担において用意し、維持する事とします。当社は、契約者の利用環境に起因する本サービスの利用の支障について責任を負いません。

(8) 管理パッケージのインストール、設定及びアップデートを、ユーザーガイドに従い、自己の責任において行う事とします。契約者は、当社がサポートを終了した旨を通知したバージョンの管理パッケージを使用しない事とします。

(9) 取得情報については、契約者が全ての権利および責任を負う事とします。契約者は、取得情報を本サービスに入力又はアップロードし、本規約に従い当社、外部プラットフォーム及び LLM において処理させるために必要な権利、権限及び同意（個人情報に係る本人の同意その他法令上必要な手続を含みます。）を取得していることを保証するものとします。なお、当社は、第 27 条に定める場合を除き、取得情報に関するいかなる権利も主張しないものとし、また、取得情報の内容に関して契約者に対していかなる責任も当社は負わないものとします。

(10) 取得情報及び生成物について、契約期間中を含め、自己の責任においてバックアップその他の保全措置を講じる事とします。当社は、取得情報及び生成物のバックアップ又は復元を行う義務を負わず、これらが復元可能である事を保証しません。

(11) 契約者は以下を行う事はできません。

(a) 本サービスを、権利侵害、名誉棄損、その他の違法若しくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存若しくは送信する為に利用する事。

(b) 本サービスを、悪質なコードを保存若しくは送信する為に利用する事。

(c) 本サービス、又は本サービスに含まれる第三者のデータの完全性又は性能を故意に妨害又は混乱させる事。

(d) 当社あるいは、第三者の著作権その他の知的財産権を侵害する行為、又はそれに類する行為を行う事。

(e) 料金の発生を回避するための方法、または使用制限もしくは使用割当を超過するのを回避する方法によって本サービスまたはコンテンツにアクセスまたは使用する事。

(f) 本サービスを再販する事。

(g) 本サービスに関して不実の表明または誇張（明示もしくは黙示の表明を含む。）を行う事。

(h) 外部プラットフォーム又は LLM の提供者が定める利用規約又は利用ポリシーにおいて禁止される目的又は態様で本サービスを利用する事。

(i) 本サービスに組み込まれたプロンプト、ナレッジ、テンプレートその他の当社の情報を、プロンプトインジェクションその他の方法により不正に取得し、抽出し、又は解析する事。

(j)　本サービス又は生成物を利用して、本サービスと同一又は類似のサービスを開発し、又は提供する事（生成物をそのための学習データとして利用する事を含みます。）。

(k)　本サービスの利用目的に照らして不要な個人情報（特に要配慮個人情報）を入力し、又はアップロードする事。

(11) 契約者は、当社より本規約の遵守状況の確認を目的として本サービスの利用状況および方法に関する情報の開示を求められた場合は、当社が事前に通知した上で指定する合理的な方法（設定状況の報告又は利用ログの提出等を含み、契約者の業務に支障を生じさせない範囲に限ります。）により、合理的な期間内に必要な情報を開示するものとします。

(12)契約者は本サービスの仕様の内容を遵守するものとします。

2. 契約者は、当社が第三者から本条に起因するクレーム、異議の申立て、損害賠償の請求、その他何らかの請求がなされる等の紛争が発生した場合は、自己の責任と費用負担により当該紛争を解決するものとし、当社は、当該紛争に関して一切責任を負わないものとします。また、契約者は、当該紛争により当社に生じた損害（合理的な弁護士費用を含みます。）を賠償するものとします。

第 4 章　サービス停止

第 17 条 （利用停止）

1. 第 18 条から第 20 条の各条項のいずれかに該当する場合、当社は、当該各条に定めるところに従い、本サービスの一部又は全部の提供を停止する事があります。

2. 提供停止に伴い、契約者に損害が生じても当社は責任を負いません。

第 18 条 （事前通知事項）

次の各号のいずれかに該当する場合、当社は契約者に事前通知を行った上で、本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。

(1) 本サービスに関わるハードウェア、ソフトウェア、通信機器その他関連する機器若しくはシステムの点検又は保守作業を定期的に又は緊急に行う場合

(2) コンピューター若しくは通信回線等の障害、誤操作、API 上限、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング、その他予期せぬ要因により本サービスの提供が困難となった場合

(3) 本サービスに関するセキュリティ上の問題が生じた場合

(4) 天災地変、武力衝突、停電、暴動、伝染病若しくはその他の疫病、物資若しくは施設の破壊若しくは損傷、火災、台風、地震、洪水、安全配慮義務に基づく合理的な措置、その他当社の支配を超える事由

(5) 法令等又はこれらに基づく措置により本サービスの運営が困難となった場合

(6) その他前各号に準じる事由により当社が必要と判断した場合

第 19 条 （通知事項）

次の各号のいずれかに該当する場合、当社は契約者に通知を行います。この場合、サービス停止の通知は、必ずしも事前に行う事を要しないものとします。

(1)　利用申込書又は提出書類に不備がある場合

(2)　住所、電話番号、管理者等利用申込書に記載された内容に変更があり、変更の手続きが行われていない場合
(3)　当社が設備管理委託をしている業者、又は当社サービスを利用するにあたり必要となる設備を管理する業者の責によるサービス停止について、当社宛に事前に連絡が無い場合

第 20 条 （無通知事項）
契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、当社の裁量に基づき契約者に通知を行わずサービス停止その他必要とされる手段をとる事ができます。
(1)　登録情報に虚偽の事実があることが判明した場合
(2)　当社または第三者（本サービスの連携先および当該関係会社を含む。以下同じ。）の名誉、信用、プライバシーその他の権利を侵害し、またはそのおそれがある場合
(3)　当社または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害し、またはそのおそれがある場合
(4)　当社または第三者のシステムまたはデータに対し、破壊、妨害、改ざん、または盗用等を行う行為、およびそれらのおそれがある場合
(5)　認証情報を不正に使用した場合
(6)　手段の如何を問わず、本サービスの提供または他の契約者による利用を妨害し、またはそのおそれがある場合
(7)　支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始もしくはこれらに類する手続の開始申立てがあった場合
(8)　信用状態が著しく悪化し、または債務の履行が困難になるおそれがあると当社が判断した場合（債権者の利益のための処分行為を含む。）
(9)　本規約に違反し、当社の催告後相当の期間内に是正されない場合、又は違反の内容が重大であり是正が不能若しくは期待できない場合
(10)　本サービスの利用または取得情報が、本サービス、当社、または第三者にセキュリティ上の危険をもたらす可能性があると当社が判断した場合
(11)　本サービスの利用または取得情報が、本サービスが利用する第三者の提供するシステム等に対し、悪影響を及ぼすおそれがあると当社が判断した場合
(12)　契約者の行為（取得情報を含む。）が、当社または第三者に何らかの責任を生じさせるおそれがある、または違法なものであると当社が判断した場合
(13)　契約者と相当な期間を経過しても、連絡が取れなくなった場合
(14)　その他、当社が契約者による本サービスの利用を不適切と合理的に判断した場合

第 5 章　サービス廃止

第 21 条 （廃止）
1. 当社は、本サービスの一部又は全部を何時でも廃止できる権利を有します。
2. 本サービスの全部を廃止する場合、当社は、廃止前に支払われた利用料金のうち廃止日以降の残存期間に対応する部分（未使用の LLM 利用パックに係る料金の取扱いは、添付製品表の定めによります。）を契約者に返還するものとします。

3. 当社が第 22 条に定める通知及び前項の返還を行った上で本サービスを廃止した場合、当社は、廃止の理由の如何を問わず、廃止に伴い契約者に生じた損害について責任を負わないものとします。

第 22 条 （廃止通知）

1. 本サービスの一部又は全部を廃止する場合、廃止する 1 年以上前に本サービスの契約者に対して当社は通知を行うものとします。

2. 当社が予期し得ない事由又は法令、天災等の止むを得ない事由（外部プラットフォーム又は LLM の提供終了又は重大な仕様変更を含みます。）で、サービス廃止する場合において 1 年以上前の通知が不能な場合は、当社は可能な限り速やかに（事前の通知が困難な場合は廃止後速やかに）本サービスの契約者に対して通知を行うものとします。

第 6 章　 サービス中止

第 23 条 （中止）

当社は当社の事業継続が困難になった場合には提供する本サービスを契約者に事前通知の上中止する事ができます。中止前に支払われた利用料金のうち、中止日以降の残存期間に対応する部分（未使用の LLM 利用パックに係る料金の取扱いは、添付製品表の定めによります。）を当社、又は代理店は契約者に返還する義務を負い、返還にかかる諸費用は当社の負担とします。

第 7 章　　サードパーティの製品、プラットフォーム、LLM、その他サービスおよびソフトウェアの提供

第 24 条 （サードパーティの製品、プラットフォーム、LLM、その他サービスおよびソフトウェアの使用にあたっての前提条件）

1. 本サービスの利用にあたり、本サービスの中で、サードパーティの製品、プラットフォーム、LLM、その他サービスおよびソフトウェアおよびオープンソースソフトウェアが組み込まれて使用される場合があります。本サービスのユーザーガイド（それぞれの管理者マニュアル及びインストールマニュアル等を含む）に記載された、本サービスに組み込まれたサードパーティの製品、プラットフォーム、LLM、その他サービスおよびソフトウェアおよびオープンソースソフトウェアの利用にあたっては、契約者が該当するサードパーティの製品、プラットフォーム、LLM、その他サービスおよびソフトウェアオープンソースソフトウェアの利用条件（ライセンス条件を含みます。）を遵守することが前提であり、本規約の承諾をもって契約者はこれらに対して異議を述べないものとします。なお、当社は、サードパーティの製品、プラットフォーム、LLM、その他サービスおよびソフトウェアおよびオープンソースソフトウェアに関して、その動作、継続性、出力内容その他について何ら保証するものではなく、これらに起因して契約者に生じた損害については、第25条（免責）第3項の定めに従い、責任を負わないものとします。

2. 当社は、本サービスの品質の維持若しくは向上、外部プラットフォーム若しくはLLMの提供者による提供条件の変更若しくは提供終了その他の事由により、本サービスにおいて利用する外部プラットフォーム及びLLMの種類、バージョン、データの処理地域その他の内容を変更する事ができるものとします。また、LLMの性質上、同一の入力に対しても同一の生成物が出力されるとは限らないことを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。

3. 当社は、取得情報が外部プラットフォーム及びLLMの提供者のAIモデルの学習に利用されない条件により、外部プラットフォーム及びLLMを利用するものとします。

第 8 章　免責

第 25 条 （免責）

1. 当社は、本サービス提供情報について、その完全性、正確性、確実性、有用性、最新性、特定の目的への適合性、Salesforce その他の連携先サービスの仕様及び制限事項への適合性、および第三者の権利を侵害しないことを含め、明示または黙示を問わず、何ら保証するものではありません。また、本サービス提供情報をもとに契約者又は第三者が作成したプログラム、設定その他の成果物（他の AI サービスを利用して作成されたものを含みます。）についても、何ら保証するものではありません。生成 AI が出力した情報については、その性質上、事実と異なる情報や意図しない情報が含まれる可能性があることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。また、本サービスに欠陥（いわゆるバグやセキュリティ上の欠陥を含みます。）が存在しないこと、中断なく稼働すること、本サービスの更新版または後継版が永続的に提供されること、当社が本サービスの全ての欠陥を適時修正すること、およびデータ損失や毀損がないことを保証するものではありません。
2. 契約者は、自らの判断と責任において本サービス及び本サービス提供情報を利用するものとし、本サービス提供情報を業務に利用し、又はこれに基づきプログラムの作成、連携先サービスの設定変更その他の作業を行う場合には、事前に契約者自身による専門的な確認及び検証を行うものとします。当社は、契約者が当該確認及び検証を行わずに本サービス提供情報を利用したことにより生じた損害について、責任を負わないものとします。
3. 当社は、以下の各号に掲げる事由により契約者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。
 (1) 本サービス提供情報の遅滞、停止、または変更
 (2) 当社の責めに帰すべき事由によらない、取得情報その他本サービスを通じて登録または提供されたデータの喪失または流出
 (3) 当社の管理下にない通信回線、コンピューター、その他設備等の障害
 (4) 外部プラットフォーム、LLM、連携先サービスその他第 24 条に定めるサードパーティの製品等の障害、停止、仕様変更若しくは提供終了、又はこれらの提供者の行為（当社の責めに帰すべき事由による場合を除きます。）
 (5) 契約者が入力又はアップロードした取得情報の内容
 (6) 天災地変、感染症の流行、戦争、テロ、法令の制定改廃、公的機関の措置その他当社の合理的な支配を超える事由

第 9 章　雑則

第 26 条 （責任の制限）

1. 当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由により契約者に対し本サービスを提供しなかったときは、本サービスを利用できない事を当社が知った時刻（以下「障害発生時刻」といいます。）から起算して、1 ヶ月のうち延べ 15 日以上サービス停止となった場合に限り、その障害発生時刻における本契約所定の月額費用を限度として、契約者に直接に生じた通常の損害の賠償をします。ただし、当社は、特別の事情によって生じた損害（当社の予見の可否を問いません。）、間接損害、派生的損害、付随的損害、逸失利益、事業機会の喪失、事業の中断による損害、データの喪失または毀損に起因する損害および第三者からの請求に基づく損害については、責任を負わないものとします。また、契約者が当該損害の発生を知った日から 6 ヶ月を経過する日までに書面にて当社に当該請求をしなかったときは、契約者はその権利を失うものとします。
2. 前項に定める場合（当社の責めに帰すべき事由により本サービスを提供しなかった場合をいい、前項所定の要件を満たさないため賠償の対象とならない場合を含みます。）を除き、当社が本規約又は本サービスに関して契約者に対して損害賠償責任を負う場合（債務不履行、不法行為その他請求原因の如何を問いません。）、当社は、契約者に現実に生じた直接かつ通常の損害に限り、損害発生の原因となった事由が生じた月の本サービスの月額費用相当額を上限として、賠償責任を負うものとします。契約者が当該損害の発生を知った日から 6 ヶ月を経過する日までに書面にて当社に当該請求をしなかったときは、前項と同様とします。
3. 本規約において当社の損害賠償責任を免除し、又は制限する規定（第 17 条、第 25 条第 3 項並びに本条第 1 項及び第 2 項をいい、第 25 条第 1 項及び第 2 項その他本サービスの保証の範囲又は契約者の責任において行う事項を定める規定を含みません。）は、当社の故意又は重大な過失による場合には適用しないものとします。

第 27 条 （著作権等）

1. 当社及び関係会社（本サービスに組み込まれた第三者のシステム・ソフトウェア等については当該第三者。以下、「権利者」という。）は、本サービスに関連して作成・保有するシステム・ソフトウェア、プロンプト、ナレッジ（RAG 基盤に格納された共通ナレッジを含みます。）、テンプレートその他の情報について、国内外及び地域を問わず著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条所定の二次的著作物を作成する権利及びこれを利用する権利を含む。）その他の知的財産権を有します。
2. 契約者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならないものとします。
 (1)本規約で許諾されている範囲を越えて、本サービスおよび前項のシステム・ソフトウェアを権利者に無断で複製、改変、頒布、貸与の他、可能なあらゆる形式で利用する事。
 (2)権利者に無断で、権利者が保有する商標（サービスマークを含みます）を使用する事。
 (3) 権利者に無断で、本サービスを提供するため権利者が権利を保有するシステム・ソフトウェアの逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング及びこれに類する行為を行う事。
3. 取得情報に関しては、契約者または正当な権利を有する第三者に知的財産権は帰属しますが、契約者は、取得情報を本サービスに入力またはアップロードした時点で、本サービス提供上必要な範囲（外部プラットフォーム及び LLM への送信、これらにおける処理及び RAG 基盤への格納のための変換を含む。以下同じ。）における複製、翻案、公衆送信、派生著作物の作成、表示及び実行に関する非独占的なライセンス（外部プラットフォーム及び LLM の提供者並びに当社の委託先に対し、本サービス提供上必要な範囲で再許諾する権利を含みます。）を無償で当社に付与するものとします。また、契約者は、取得情報について、本サービス提供上必要な範囲で、当社並びに外部プラットフォーム及び LLM の提供者に対し、著作者人格権を行使しない（契約者以外の

者が著作者である場合は、当該著作者に行使させない）ものとします。なお、当社は、取得情報を本サービスの提供（連携 LLM への送信を含む。）以外の目的には利用せず、当社独自の生成 AI モデルの学習、訓練、改善、調整、第三者への提供および公衆への提供には使用しないものとします。

4. 生成物に関する権利（著作権その他の知的財産権が生じる場合に限ります。）は、第三者の権利に係る部分及び権利者が従前から保有するテンプレート、ナレッジその他の情報に係る部分を除き、契約者に帰属します。権利者の権利に係る部分については、当社は、契約者が自らの業務（契約者がその顧客に対して行うシステムの開発、設計、保守その他の業務を含みます。）のために生成物を利用し、及び当該業務の成果物として契約者の顧客に生成物を提供するのに必要な範囲で、契約者に対し非独占的な利用を許諾します（第 16 条第 1 項に定める禁止事項に該当する態様による利用を除きます。）。当社は、本サービスの提供及び保守に必要な範囲を超えて、生成物を利用しないものとします。なお、生成 AI の性質上、他の契約者その他の第三者に対しても同一又は類似の生成物が出力される場合があることを、契約者はあらかじめ承諾するものとします。

5. 当社は、本サービスの利用状況に関する情報（アクセスログ、各 Agent の利用回数、トークン使用量その他の統計的な情報をいい、取得情報及び生成物の内容を含みません。）並びに契約者から提供された本サービスに関する意見、要望その他のフィードバックを、本サービスの運営、保守及び改善のために利用する事ができるものとします。当社は、これらの情報を、契約者及び個人を識別できない形式に加工した場合に限り、第三者に提供し、又は公表する事ができるものとします。

6. 当社は、契約者に対し、本契約の有効期間中、注文書に記載されたプロジェクト環境に対応する契約者の Salesforce の組織において、本サービスを利用する目的に限り、管理パッケージを使用する非独占的かつ譲渡不能な権利を許諾します。契約者は、管理パッケージを前記の目的及び範囲を超えて使用してはならず、本契約が終了した場合（本契約の一部が終了した場合は、当該部分に係る組織について）には、速やかに管理パッケージをアンインストールし、その複製物を使用してはならないものとします。管理パッケージに含まれるオープンソースソフトウェアについては、第 24 条第 1 項に従い、当該ソフトウェアのライセンス条件が適用されます。

第 28 条 （取得情報および個人情報等の取り扱い）

1. 当社（本条第 1 項においては当社の関係会社を含みます。）及び契約者の両当事者は守秘義務を負います。契約者及び当社は本契約に関連し、知り得た相手方の技術上・営業上又はその他の業務上の機密情報を相手方の文書による承諾なしに、またサービス提供に必要な場合を除き、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。ただし、次の各号に該当する場合は、この限りでは無いものとします。
 (a) 知り得た時点で既に公知・公用となっている場合
 (b) 知り得た後、自己の責によらず公知・公用となっている場合
 (c) 知り得た時点で既に取得済みの場合
 (d) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を課せられることなく正当に取得した場合
 (e) 法令又は権限のある公的機関の要請により開示又は提供が求められた場合
 (f) 契約者に対し、本契約に基づく義務の履行を請求する場合
 (g) 本サービスの提供のために、外部プラットフォーム及び LLM に取得情報を送信し、処理させる場合（当社の委託先に開示する場合を含みます。）

2. 当社は、当社プライバシーポリシー（https://www.terrasky.co.jp/policy/）及び、下記で定める利用目的のために、個人情報等を取得し、これを安全に管理するものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。な

お、取得情報に含まれる個人データについては、当社は、契約者から本サービスの提供に必要な範囲でその取扱いの委託を受けたものとして取り扱い、本サービスの提供以外の目的に利用しないものとします。

（1）個人情報等

(a) 本サービスの申込みに伴い当社が取得した情報

・契約者名（法人名、団体名、代表者名）、住所、電話番号、メールアドレス等、申込みに際して当社が取得した一切の情報

(b) 本サービスの利用に伴い、直接あるいはデータの接続により収集された情報

(c) その他、本サービスに関連して得た情報

（2）前号に定める個人情報等の利用目的

(a) 本サービスの円滑な運営の維持、構築のため

(b) 本サービスの販売、保守サービス、サポートおよび資料送付など、契約者のご要望される本サービスを提供するため（cookie、Web beacon 等の統計データ、サポート履歴などの蓄積も含みます）

(c) 各種お問い合わせ、ご依頼、ご要望などに対応するため（より良い対応を行うためのお問い合わせ履歴などの蓄積も含みます）

(d) 当社から定期・緊急のメンテナンス案内、企業情報、本サービスに関連する情報を供するため（例えば、資料、新機能紹介、セミナーやイベント開催情報、メールマガジン、契約者向けサービス情報の送付など）

(e) 本サービスの企画、開発、診断および改良、修正、マーケティング活動に、契約者のご要望を反映させるための参考資料とするため（本サービスのアンケート、お客様満足度調査、お問い合わせ履歴なども含みます）

(f) 本サービスに関する諸連絡事項や通知などの送付のため

（3）当社は、取得した取得情報および個人情報の安全性、機密性ならびに完全性を保護するため、本サービスにおいて適切な技術的および組織的な安全措置を講じるものとし、以下の各号に定める行為を行わないものとします。

(a) 取得情報及び個人情報等を改変すること

(b) 取得情報及び個人情報等を開示すること。ただし、法令等により要求される場合、又は本規約に定める場合（本条第 1 項(g)の場合及び第 3 項に基づく委託先への提供を含みます。）はこの限りではありません。

(c) 取得情報及び個人情報にアクセスすること。ただし、本サービスの提供若しくは保守、本サービス若しくは技術上の問題の防止若しくはその対応、又はカスタマーサポート上の問題解決のために必要な場合、契約者の要請又は事前の許諾に基づき行う場合その他本規約に定める場合は、この限りではありません。

（4）取得情報および個人情報等の消去

当社は、何らかの事由で当社又は契約者が本サービスを終了する場合、若しくは外部的な事情で本サービスが中止となった場合等は、本契約の終了日（本契約の一部が終了した場合は当該部分に係るプロジェクト環境についてその終了日とし、第21条の廃止日又は第23条の中止日を含みます。以下本項において同じ。）から90日以内に、取得情報及び取得情報に含まれる個人情報等を消去するものとします。ただし、契約者の登録情報、当社と契約者との取引に関する情報（契約者からの問い合わせに関す

る情報を含みます。）、法令等により一定期間の保存が義務付けられている情報及び契約者から書面により別途指示があった情報については、当該目的又は指示の範囲で保存を継続できるものとします。消去した取得情報は復元できないため、契約者は、必要な取得情報及び生成物を当該終了日前に自らの責任で保存するものとします。なお、外部プラットフォーム及びLLMの提供者の環境において一時的に保持される情報の取扱いは、当該提供者の定める条件に従うものとします。契約者のSalesforceの組織内に保存された取得情報、生成物その他の情報については、本項の消去の対象とならず、契約者が自らの責任において削除するものとします。

3. 当社は、本サービスの提供に関する業務の全部又は一部を以下に定める事業者に委託し、当該委託に伴い、前項の個人情報等を、前項の利用目的の達成に必要な範囲で、当該事業者に提供する（委託先に取り扱わせることを含みます。）ことができるものとし、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。当社は、本サービスのシステム基盤としての利用等、本サービスの円滑な運営のために、以下に定める事業者のシステム環境を利用し、当該環境内に前項の個人情報等を保存することがあります。この場合において、当社は、本規約に基づく当社の安全管理措置等に準拠し、当該事業者等が個人情報等へアクセスすること、および独自の目的で利用することを防止するための必要かつ適切な措置を講じるものとします。また、外部プラットフォームにおける個人情報等の保存及び処理は、日本国外のサーバーにおいて行われる場合があり、当社は、当該事業者の所在国及び保存地域等に関する情報をユーザーガイド等により提供するものとします。

・株式会社セールスフォース・ジャパン
・アマゾンウェブサービスジャパン合同会社
・グーグル・クラウド・ジャパン合同会社
・Anthropic Japan 合同会社
・Snowflake 合同会社
・当社の国内にある子会社および関係会社
・本サービスの提供に関する業務（システムの運用、保守、サポート等）を当社から受託する事業者

なお、前記の事業者（当該事業者が本サービスの提供のために利用する外部プラットフォームの提供主体を含みます。）が個人情報の保護に関する法律第 28 条第 1 項に定める外国にある第三者に該当する場合には、当社は、同条に基づき、当該第三者が同項に定める基準に適合する体制を整備している事を確認し、又は法令上必要な本人への情報提供その他の措置を講ずるものとします。

4. 当社は本サービス若しくは新たなサービスの開発・研究での利用目的のために、本条2項1号の個人情報等（取得情報に含まれる個人情報を除きます。）について、個人情報の保護に関する法律施行規則34条に定める基準に従い、匿名加工等の必要な措置を講じた上で、利用または第三者への提供をすることができるものとします。

5. 当社が取得した契約者の個人情報等について、法令等に基づき当社に対して開示するように請求することができるものとします。当社は、万が一個人情報等の内容が事実でないことが判明した場合には、速やかに訂正または削除に応じます。

6. 当社は、個人情報の保護に関する法令に従い、個人情報を適切に保護する義務を負い、再委託先も含めて情報の漏洩、滅失または毀損が生じた場合（以下「漏洩等」という。）は、直ちに契約者に通知するものとします。漏洩等に関する個人情報保護委員会等への報告及び本人への通知等については、契約者と協議の上、対応を決定するものとします。

7. 当社は本サービスの技術的な問題の解決のため、契約者による所定の手続後に、契約者の認証情報を用いて、本サービス（契約者の個人情報、取得情報を含みます。）にアクセスする場合があります。当該アクセスにあたっては、当社ローカル環境への個人データの記録や複製等を行わない措置を講じます。なお、契約者の依頼によって本サービスにアクセスしたことで当社のサポート範囲を超える対応を行った場合、契約者は、当該対応に係る費用（当社が事前に提示し契約者が承諾した見積額とします。）を当社に対して支払うことに同意するものとします。
8. 契約者の個人情報の管理責任者および対応窓口について、当社プライバシーポリシー（https://www.terrasky.co.jp/policy/）に基づく連絡先は以下の通りとなります。

株式会社テラスカイ　東京本社　経営企画本部
電話番号：03-5255-3421　　FAX：03-5255-5130

第 29 条 （残存条項）

本規約第 12 条（未払の利用料金に係る部分に限ります。）、第 13 条第 2 項及び第 4 項、第 16 条第 2 項、第 25 条（免責）、第 26 条（責任の制限）、第 27 条（著作権等）、第 28 条（取得情報および個人情報等の取り扱い）、第 30 条（契約者間紛争）、第 31 条（通知）、第 32 条（分離可能性）、第 33 条（準拠法）、及び第 34 条（合意管轄）については、本契約終了の後も効力を有するものとします。

第 30 条 （契約者間紛争）

本サービスを利用する契約者間で紛争が生じた場合、それらの契約者間で解決を図る事とし当社は紛争に関与しません。

第 31 条 （通知）

1. 本規約に基づく当社から契約者への通知は、オンライン通知又はシステム管理者（契約者の登録情報に記載された連絡先を含みます。）への電子メールの送信その他当社が適当と判断する方法により行うものとし、当社からシステム管理者に対して行った通知は、契約者に対して行われたものとみなします。
2. 前項の通知は、当社が当該通知を発信した時（オンライン通知のうち当社のホームページへの掲載による場合は、掲載した時）に契約者に到達したものとみなします。契約者の登録情報の誤り若しくは変更の届出の懈怠又は契約者側の通信環境に起因して通知が到達せず、又は遅延した事により契約者に生じた損害について、当社は責任を負いません。
3. 本規約に基づく契約者から当社への通知は、当社が指定する方法により行うものとします。

第 32 条 （分離可能性）

本規約のいずれかの規定又はその一部が法令等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、本規約のその他の規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。この場合、当社及び契約者は、当該無効又は執行不能とされた規定の趣旨に最も近い有効な規定に置き換えるよう誠実に協議するものとします。

第 33 条 （準拠法）

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

第 34 条（合意管轄）

本サービス利用に関連して紛争が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 35 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社および契約者は、各自、ならびに各自の関係会社の役員（取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずる者を含む。以下同じ。）について、以下の各号に掲げる事項を表明し保証するものとします。

(1) 現在、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団（匿名・流動型犯罪グループおよび犯罪組織を含む）、米国商務省国際貿易局統合スクリーニングリスト（CSL）該当者、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当しないこと

(2) 過去 5 年間、反社会的勢力に該当したことがないこと。

(3) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有しないこと

(4) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有しないこと

(5) 自己または第三者の不正な利益を図る目的、もしくは第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有しないこと

(6) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有しないこと

(7) 役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき反社会的勢力との関係を有しないこと。

2. 当社および契約者は、自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為その他これらに準ずる行為を行わないことを確約するものとします。

3. 当社および契約者は、相手方が前二項のいずれかに違反した場合、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができるものとします。この場合、解除した当事者は、解除により相手方に生じた損害を賠償する責任を負わないものとし、解除により自己に生じた損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

第 36 条（完全合意）

1. 本規約（全ての本規約の別紙、添付書類を含む）及び注文書は、当社、契約者間の両当事者間の完全な合意を構成し、書面か口頭かに拘らず、本規約の目的事項に関する全ての従前、又は、同時期の合意、提案又は表明に優先されます。

2. 第 3 条に基づく本規約の変更を除き、本規約のいずれかの規定の修正、変更又は放棄は、当該修正、変更又は放棄の主張を受ける側の当事者が、記名捺印若しくは署名し、又は電子的に承諾した書面による証明によらなければ無効である事とします。

以上

【2026年11月2日】 初版

添付. BLADE SAYA 製品表

本製品表は、BLADE SAYA利用規約（以下「本規約」といいます。）第2条(18)に定める「添付製品表」として、本サービスの仕様の概要及び利用料金体系を定めるものです。

1. 本サービスの仕様の概要

(1) 機能概要　Salesforce 開発の品質向上及び開発プロセス支援を目的とした AI 駆動開発プラットフォームです。

(2) 提供形態　契約者が自ら契約する Salesforce の組織に、当社が提供する管理パッケージをインストールして利用します。当該 Salesforce の組織及びライセンスは、契約者が自らの責任と費用負担において用意します。管理パッケージの使用条件（使用許諾の範囲、契約終了時のアンインストール等）は、本規約の定めによります。

(3) ユーザーガイド　本サービスの仕様は、以下のユーザーガイド等のとおりとします。

BLADE SAYA ユーザーガイド（本サービスの機能及び操作の説明並びにシステム管理者による設定・権限管理の説明）

(4) 利用する LLM 及び外部プラットフォーム　本サービスで利用できる LLM は、Claude（Anthropic 社）、Gemini（Google 社）及び GPT（OpenAI 社）です。利用できるモデル及びバージョンは当社所定のものに限られ、提供元の事情等により、予告なく変更、追加又は提供終了となる場合があります。本製品表作成時点において、本サービスは以下の外部プラットフォームを利用して提供されます。

- Amazon Web Services　本サービスの稼働基盤、及びLLM（Claude及びGPT）の提供
- Google Cloud　LLM（Gemini）の提供
- Snowflake　設計資料、変更履歴及びSalesforceメタデータの蓄積及び分析

(5) 前号の外部プラットフォームは、本規約の定めに基づき変更されることがあります。外部プラットフォームの所在国及び保存地域等に関する情報は、BLADE SAYA ユーザーガイドにおいて提供します。

2. 利用単位（SAYA プロジェクト環境及びユーザーID）

(1) 1 基本プランにつき、1 つの SAYA プロジェクト環境が含まれます。

(2) 利用環境を分ける場合は、SAYA プロジェクト環境ごとに基本プランの契約が必要です。

(3) 登録できるユーザーID の数に上限はなく、ユーザーID の登録又は有効化に伴う追加の利用料金は発生しません。

3. 料金体系

本サービスの利用料金は、次の各号で構成されます。各料金の金額、支払期日及び支払方法は、本製品表5に定めるものを除き、注文書に定めます。

(1) 初期費用　本サービスの利用開始にあたり、SAYA プロジェクト環境毎に一回発生する料金です。

(2) 基本プランの料金　本規約第 2 条(5)に定める基本プラン（契約期間中、SAYA プロジェクト環境 1 つにおいて本サービスを利用するための契約単位）に係る料金です。1 か月あたりの金額として注文書に記載するものとし、当該金額が本規約に定める「月額費用」となります。

(3) LLM 利用パック　本サービスのうち LLM を利用する機能について、あらかじめ購入いただくパックです。各パックの有効期間は発行日から起算して 1 年間であり、未使用分は有効期間の満了により失効します（本製品表 4）。購入済みのパックの利用枠を超えた場合でも LLM の利用は停止されず、本製品表 5 により LLM 利用パックが追加されます。

(4) 最少申込単位　新規契約時は、基本プラン 1 つ及び LLM 利用パック 1 つとします。

(5) 外部プラットフォームの利用料　本サービスの提供に必要な外部プラットフォーム及び LLM の利用料は、注文書に別段の定めがない限り、基本プラン及び LLM 利用パックの料金に含まれるものとします。

(6) 追加の申込み　基本プラン及び LLM 利用パックの追加は、本製品表 5 による場合を除き、注文書により申し込むものとします。

4. LLM 利用パックの利用可能量・有効期間・繰越し

(1) 本製品表において「トークン」とは、LLM が入力及び出力の処理量を計測するために用いる単位をいいます。

(2) 「利用枠」とは、各 LLM 利用パックについて、契約者が支払う対価に応じて当社が電磁的に記録する金額であって、本サービスのうち LLM を利用する機能の利用料金の弁済に充てることができるものをいいます。利用可能量は、有効期間内にある LLM 利用パックの利用枠の合計とします。

(3) LLM 利用パックの有効期間は、新規契約時、更新時及び契約期間中の追加購入のいずれの場合も、発行日（当社が当該パックの利用枠を記録し、契約者に通知して、契約者が利用できる状態にした日をいいます。）から起算して 1 年間とします。当社は、有効期間の延長を行わず、未使用分を他のパック又は次の期間へ繰り越すことはできません。

(4) 有効期間内の LLM 利用パックは、基本プランの契約が更新される場合には、基本プランの契約期間を跨いで利用することができ、LLM 利用パックの有効期間の満了をもって終了し、自動更新されません。なお、LLM 利用パックの有効期間が残っていることにより、基本プランの契約期間が延長され、又は基本プランの契約が更新されることはありません。基本プランの契約が終了した場合は、有効期間が残っている LLM 利用パックも利用することはできず、本製品表 6 の場合を除き、残期間分の料金は返金しません。

(5) LLM 利用パックにより利用可能なトークン数は、契約者が利用する LLM の種類、入力及び出力の比率、外部プラットフォーム又は LLM の提供者による料金改定、為替レートの変動等により変動する場合があります。利用額は、LLM の種類その他当社所定の区分ごとのトークン数に当該区分ごとに当社が定める単価を乗じて算出し、有効期間の満了日が早い LLM 利用パックの利用枠から順に差し引きます。本製品表において利用額の累計とは、有効期間内にある LLM 利用パックについて差し引かれた利用額の合計をいいます。

(6) 契約者は、管理者画面により、トークンの消費量を確認することができます。当社は、毎月、前月の利用額及び前月末日時点における利用枠の残額を、システム管理者への電子メールその他当社所定

の方法により契約者に通知します。本製品表 5(2)により LLM 利用パックが追加されたときは、速やかに同様の方法により契約者に通知します。

5. 利用枠を超えた場合の取扱い

(1) 利用額の累計が有効期間内にある LLM 利用パックの利用可能量を超えた場合（利用枠の残額がなくなった場合）であっても、LLM の利用は停止されません。契約者は、本製品表 4.(6)により通知される利用額及び残額を確認し、必要に応じて LLM 利用パックを追加で申し込むものとします。

(2) 各月の末日において、利用額の累計が有効期間内にある LLM 利用パックの利用可能量を超えている場合（以下、その超えた額を「超過額」といいます。）、契約者は、超過額に充当するために必要な数の LLM 利用パックを、当該月の末日付けで追加で申し込んだものとします。追加された LLM 利用パックの利用枠は、当該月の末日付けで超過額に充当されるものとし、充当後の残額に係る有効期間は、超過額が生じた月の翌月の 1 日から起算して 1 年間とします。基本プランの契約が更新されず終了した場合は、その基本プランの終了日において判定し、終了日付けで追加で申し込んだものとし、終了日以降に LLM 利用パックを利用することはできず、LLM 利用パックの有効期間の残期間分の料金は返金しません。この追加には、注文書の取り交わしを要しません。超過額は、追加された LLM 利用パックの利用枠から差し引きます。

(3) 前号により追加された LLM 利用パックの料金は、超過額が生じた月の翌月に当社が請求書を発行して請求し、契約者は、当該月の翌々月末日までに支払うものとします。前号により追加された LLM 利用パックの有効期間は、前号の定めによるものとし、契約更新時の更新の対象とはなりません。

6. サービスの廃止又は中止時の未使用 LLM 利用パックの取扱い

本規約に基づき本サービスの全部を廃止する場合又は本サービスを中止する場合、廃止日又は中止日において有効期間内にあるLLM利用パックの未使用の利用枠の額を返還するものとします。この返還は、資金決済に関する法律第20条に定める払戻しとして、同条及び関係法令所定の手続（払戻しを行う旨の公告等）に従って行います。

7. サポート

本規約第15条第1項(3)(a)に定める「当社が別途指定する時間内及び方法」は、次の各号のとおりとします。サポートの依頼は、システム管理者を通じて行うものとします。

(1) 受付方法　以下のサポートフォームからお問い合わせを受け付けます。

- https://support.terrasky.co.jp/s/contactsupport#fromOformEn

(2) 受付時間　24 時間 365 日受け付けます。

(3) 応答可能時間　月曜日から金曜日　10 時 00 分から 18 時 00 分まで（祝祭日及びその振替日、並びに当社休業日を除きます。）

(4) 対応言語　日本語のみとします。

(5) サポートの範囲　本サービスの一般的な使い方に関するご質問への回答、及び本サービスの利用中に発生した障害に関する対処方法のご案内とします。

8. 資金決済に関する法律に基づく表示（LLM 利用パック）

LLM利用パックに関する資金決済に関する法律第13条に基づく表示事項は、当社ウェブサイトの「資金決済法に基づく表示」のページ（https://www.terrasky.co.jp/document/docs/blade-saya_payment_services_act.pdf）に掲載します。当社は、利用申込書又は注文書に当該ページの所在を記載し、契約者が閲覧及び保存できる状態に置くものとします。

以上

【2026年11月2日】 初版